

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年10月18日

財団法人千葉市都市整備公社
理事長 宮本 忠明
(公印省略)

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名称

千城台229号線外1側溝改良工事

(2) 工事場所

千葉市若葉区千城台南1丁目地内

(3) 工期

平成23年3月18日迄

(4) 業種

土木

(5) 施工方式

単独施工方式

(6) 工事概要

工事延長 L = 216.5 m 排水延長 L = 443 m

排水工

長尺U型側溝布設 (250×250～300mm) L = 433 m

遠心ボックスヒューム管布設 (φ250mm) L = 7 m

集水桝設置 (□400mm) N = 4 か所

舗装工

不陸整正工 (再生粒度調整碎石RM-30 t = 30mm) A = 730 m²

下層路盤工 (再生クラッシャーランRC-40 t = 100mm) A = 173 m²

上層路盤工 (再生粒度調整碎石RM-30 t = 100mm) A = 173 m²

表層工 (再生密粒度 (スラグ) As 13mm t = 50mm) A = 903 m²

(7) 予定価格

13,280,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)

(8) 調査基準価格

落札決定後に公表

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 財団法人千葉市都市整備公社契約規程第3条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 本工事の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 平成21年度までの千葉市税を滞納している者

キ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から入札日までの間に受けている者

ク 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

ケ 入札日当日に、本工事と直線距離で100m以内の千葉市都市整備公社（千葉市及び千葉市住宅供給公社含む。）発注の建設工事を、施工中（落札し契約手続中の場合又は低入札価格調査対象者である場合を含む。）の者

(2) 千葉市内に本店を有する者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査を前記1（4）の業種で受けている者（審査基準日から1年7か月以内のものに限る）で、平成21・22年度千葉市建設工事競争入札参加資格審査において、土木工事の等級Bに格付されている者

(4) 主任技術者又は監理技術者を、本工事に専任で配置できる者

(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(6) 過去15年以内に工事が完成し引渡しの済んだ、道路工事を元請けとして施工した実績を有する者

3 契約事務担当課

〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目5番1号

財団法人千葉市都市整備公社総務課

電話 043-239-2710

4 入札参加手続等

入札への参加を希望する者は、申請期間内に提出資料を提出し、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

(1) 提出資料

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認申請書記載の工事を施工した実績を確認できる書類

(2) 申請期間

平成22年10月18日（月）午前9時から平成22年10月22日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

前記3へ持参により提出すること。なお、提出資料の返却はしない。

(4) 入札参加の承認

申請書提出時に、入札参加承認通知書により通知する。

5 設計図書等の配付

平成22年10月26日（火）午後3時から平成22年10月29日（金）午後5時までの間に、当公社ホームページの入札・契約情報>公告、入札結果等 (http://www.toshiseibi-chibacity.or.jp/05_kokoku_kekka/ichiran.html) から当該工事を選択し、入札参加承認通知書記載のパスワードを入力してダウンロードすること。

6 入札

(1) 入札の日時

平成22年11月8日（月）午前10時10分（郵送による入札の場合は、平成22年11月5日（金）午後5時までに前記3へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札方法

持参又は郵送とする。

なお、入札時に積算内訳書、誓約書及び配置技術者届出書を提出すること。

(3) 入札の場所

千葉市中央区中央2丁目5番1号 財団法人千葉市都市整備公社入札室

(4) 辞退

入札参加者は、入札執行前であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ持参すること。

(5) 入札保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第9条に該当する場合は、免除とする。

(6) 無効となる入札

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、提出資料に虚偽の記載をした者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札並びに前記4(1)の提出資料、積算内訳書、誓約書及び配置技術者届出書の提出がない入札は、無効とする。

また、財団法人千葉市都市整備公社入札約款第6条の規定に該当する入札も無効とする。

なお、入札の有効又は無効の確認は、入札後、落札候補者となり得る者又は調査基準価格を下回っている者に対してのみ行う。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

入札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ただし、落札候補者が調査基準価格を下回っている場合は、調査基準価格を下回りかつ価格失格基準に該当していない全ての者（以下「低入札価格調査対象者」という。）に対して入札参加資格の確認を行う。入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、入札価格の低い順に、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。なお、低入札価格調査を行うべき者のうち、同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより低入札価格調査の順位を決定する。

また、低入札価格調査対象者の全てが落札者とならなかった場合は、前記の落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合の例による。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、落札者に対し速やかにファクシミリにより通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、ファクシミリにより通知する落札決定通知をもって代えるものとする。また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書をファクシミリにより通知する。

8 契約条件等

(1) 契約保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第32条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 前払金 有 中間前払金 有 竣工払

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、財団法人千葉市都市整備公社総務課で閲覧できる。

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) 低入札価格調査対象者を落札者として決定し、契約を締結する場合は、前払金の割合を契約金額の10分の2以内、かつ契約保証金の割合を、契約金額の10分の3以上とする。

また、当該落札者が千葉市建設工事低入札価格取扱要領第10条第3号の規定に該当する場合は、当該落札者は、配置予定技術者とは別に、同技術者と同等以上の資格を有する技術者を1人以上専任で配置するものとする。

9 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 本工事は、低入札価格調査対象工事（価格失格基準を含む。）とする。

(3) 前記2（3）に掲げる平成21・22年度千葉市建設工事競争入札参加資格を有しない者も前記4により入札参加手続をすることができるが、競争に参加するためには、申請期間内に、紙申請による千葉市建設工事競争入札参加資格審査申請を行った上で、当該入札参加資格を有すると認められなければならない。